

杜の都無担保住宅ローン (1/3)

平成28年2月1日現在

1. 商 品 名	杜の都無担保住宅ローン
2. ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ・満20歳以上で、安定した収入のある方 ・保証会社の保証を受けられる方 ・原則、当金庫指定の団体生命保険にご加入いただける方 <p>※ご融資金額が1,000万円超の場合は、ご加入が条件となります この場合、申込時の年齢が70歳未満の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方が加入の対象となります</p> <hr/> <p>リピートプラン…以下の条件を満たす方は、金利の優遇が受けられます</p> <p><リピートプランの条件を満たす方> 上記条件の全てを満たす方で、次の①または②のいずれかに該当する方</p> <p>①お申込日時点において、お申込人（ご本人）が当金庫より借り入れた保証会社保証付自動車関連ローン（保証会社は問いません）、しんきん保証基金保証付個人ローン（ローン種類は問いません）、しんきん保証基金保証付住宅ローンの利用状況が次のいずれかに該当される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆返済実績が6ヵ月以上あり、履行遅滞がない方 ◆完済して3年以内の方 <p>②しんきん保証基金保証付カードローンを契約中、または新規に契約される方</p>
3. お 使 い み ち	<p>お申込人ご本人が居住（居住予定も含みます）しお申込人もしくはお申込人のご家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはお申込人のご家族が居住（居住予定も含みます）しお申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>(1) 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等となります</p> <p>※上記（1）に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、（1）と合わせた申込みで100万円以内）</p> <p>※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入が対象となります</p> <p>※上記（1）にかかる住宅ローンの不足資金は対象外です</p> <p>(2) お申込人が上記（1）を資金用途として当金庫を含む金融機関および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>(3) 当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もない方）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>【申込時点における対象となる物件の条件】 お申込人本人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの</p> <p>※次のものは各種（仮）登記から除きます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫貸付（事業資金、住宅ローン等）にかかる抵当権および根抵当権 ・本件の借換えで抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・資金用途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権



杜の都信用金庫

DUOTO CREDIT BANK

杜の都無担保住宅ローン (2/3)

	<p>【空家解体費用にかかる特例】</p> <p>①空家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む) ※ご融資限度額は500万円以内となります ※①は、申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</p> <p>②お申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと 										
4. ご融資限度額	200万円以上1,500万円以内(1万円単位)										
5. ご利用期間	3ヵ月以上20年以内(1ヵ月単位)										
6. ご融資利率	<p>変動金利 年2.30% リポートプランに該当する方 … 変動金利 年2.16%</p> <p>※「防災集団移転促進事業」による移転地に住宅を建築する方は通常金利またはリポートプランの金利からは▲0.7%します ※毎年4月1日および10月1日の当金庫変動金利型住宅ローン金利を基準とし、年2回見直しします</p>										
7. お持ち頂く書類	<p>(1) 本人確認資料 運転免許証(運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート)</p> <p>(2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得(年収)を証明するもの</p> <p>(3) 資金用途確認資料(注文書、見積書、請求書等) ※住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用口座通帳</p> <p>(4) 資金用途ごとに自宅建物の不動産登記簿謄本が必要となります</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金用途</th> <th style="text-align: center;">必要となる謄本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金</td> <td>購入されるすべての土地・建物の謄本</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建て替え資金</td> <td>建築される建物の敷地の土地の謄本</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象となる建物の謄本</td> </tr> <tr> <td>借換え資金</td> <td>借換え対象となるすべての土地・建物の謄本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したのも可です ※隣地購入、底地購入は購入するすべての土地と自宅建物の謄本が必要となります ※新築マンションの購入の場合、謄本は必要ありません</p> <p>(5) 貸付実行後、対象物件の不動産登記簿謄本等をご提出いただき、次のいずれかを確認させていただきます</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金の場合 …対象物件の所有者が申込人ご本人またはその同居家族であること ②住宅ローンの借換え資金 …借換え対象の住宅ローンの(根) 抵当権が抹消されていること 	資金用途	必要となる謄本	不動産の購入資金	購入されるすべての土地・建物の謄本	新築資金、建て替え資金	建築される建物の敷地の土地の謄本	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物の謄本	借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物の謄本
資金用途	必要となる謄本										
不動産の購入資金	購入されるすべての土地・建物の謄本										
新築資金、建て替え資金	建築される建物の敷地の土地の謄本										
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物の謄本										
借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物の謄本										



杜の都無担保住宅ローン (3/3)

8. ご返済方法	<p>毎月元金均等、または元利均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です (6ヵ月毎、ご融資金の50%以内) ・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます <p>※資金用途が上記3. お使いみち(1)の場合、元金据置(6ヵ月以内)のお取扱も可能です</p>
9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保証人	<p>原則必要ありません</p> <p>※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります また、連帯債務の取り扱いを可能とします 詳細は窓口へお問い合わせください</p>
11. 担保	必要ありません
12. 生命保険	<p>当金庫指定の団体生命保険にご加入いただけます</p> <p>ご融資金額が1,000万円超の場合は、当金庫指定の団体信用生命保険の加入が条件となります</p> <p>※申込時の年齢が70歳未満の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方が対象となります</p> <p>※保険料は当金庫が負担します</p>
13. 手数料・保証料	<p>(1) ローン実行手数料300円(+消費税)</p> <p>(2) 保証料は必要ありません(金利に含まれております)</p>
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室(8時30分～17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。</p>
15. その他	<p>ご融資金は原則工事施工業者、または販売店に振込していただくことが条件となります</p> <p>※融資金額の20%、または50万円のいずれか大きい金額までは、その限りではありません</p> <p>その他、詳しくは当金庫本支店窓口までお問合せください</p>

